

新旧对照表

新旧対照表

現 行

(特定施設の建築等の届出)

第7条 条例第15条（条例第17条において準用する場合を含む。）の規定による届出は、特定施設の建築等の工事に着手する日の30日前までに、特定施設（駐車場法（昭和32年法律第106号）第2条第2号に規定する路外駐車場（駐車のために供する部分に、駐車場法施行令（昭和32年政令第340号）第15条に規定する特殊の装置を用いる路外駐車場を除く。）及び道路法第2条第2項第6号に規定する自動車駐車場その他の自動車の停留又は駐車のための施設（一般公共の用に供されるものに限る。）（以下「路外駐車場等」という。）を除く。）にあっては特定施設建築等（変更）届（様式第1号）、路外駐車場等にあっては路外駐車場等建築等（変更）届（様式第2号）により行わなければならない。

2 (略)

(建築物移動等円滑化基準に付加する事項)

第12条の4 条例第24条の6第1項に規定する規則で定める建築物移動等円滑化基準に付加する事項は、別表第4の4のとおりとする。

2 条例第24条の4に規定する特定建築物の建築をする場合における別表第4の4の規定の適用については、同表の規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは「多数の者が利用する」とする。

(制限の緩和)

第12条の5 条例第24条の6第3項の規定による認定を受けようとする者は、建築物移動等円滑化基準緩和認定申請書（様式第10号）を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

(1) (略)

(2) 知事が別に定める様式による特別特定建築物（条例第24条の3に規定する特別特定建築物をいう。以下同じ。）の建築の計画を記載した調書

(3) (略)

改 正 案

(特定施設の建築等の届出)

第7条 条例第15条(条例第17条において準用する場合を含む。)の規定による届出は、特定施設の建築等の工事に着手する日の30日前までに、特定施設(駐車場法(昭和32年法律第106号)第2条第2号に規定する路外駐車場(駐車のために供する部分に、駐車場法施行令(昭和32年政令第340号)第15条に規定する特殊の装置を用いる路外駐車場を除く。)及び道路法第2条第2項第7号に規定する自動車駐車場その他の自動車の停留又は駐車のための施設(一般公共のために供されるものに限る。)(以下「路外駐車場等」という。)を除く。)にあっては特定施設建築等(変更)届(様式第1号)、路外駐車場等にあっては路外駐車場等建築等(変更)届(様式第2号)により行わなければならない。

2 (略)

(建築物移動等円滑化基準に付加する事項)

第12条の4 条例第24条の6第1項に規定する規則で定める建築物移動等円滑化基準に付加する事項は、次の各号に掲げる特別特定建築物(条例第24条の3に規定する特別特定建築物をいう。以下同じ。)の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

(1) 次号に掲げるもの以外の特別特定建築物 別表第4の4に定めるもの

(2) 政令第10条第2項に規定する条例対象小規模特別特定建築物 政令第11条から第17条まで、第18条(政令第25条第1項において読み替えて準用する場合を除く。)、第20条、第21条、第22条(第1号に係る部分に限る。)、第23条及び第24条に定めるもの並びに別表第4の4に定めるもの

2 政令第5条第1号に規定する公立小学校等及び条例第24条の4に規定する特定建築物の建築をする場合における別表第4の4の規定の適用については、同表の規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは「多数の者が利用する」とする。

(制限の緩和)

第12条の5 条例第24条の6第3項の規定による認定を受けようとする者は、建築物移動等円滑化基準緩和認定申請書(様式第10号)を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

(1) (略)

(2) 知事が別に定める様式による特別特定建築物の建築の計画を記載した調書

(3) (略)

新旧対照表

現 行

別表第3 (第6条関係)

第1 公益的施設(公共の交通機関の施設を除く。)及び共同住宅等の施設に関する整備基準

整備箇所	整備基準	
	事項	適用規模
1～5 (略)	(略)	(略)
6 エレベーターその他の昇降機	<p>(1) 高齢者等利用経路を構成するエレベーター(4)に掲げる昇降機を除く。)及びその乗降ロビーは、次に掲げるものとする。</p> <p>ア <u>かご</u>(人を乗せ昇降する部分をいう。以下同じ。)は、高齢者等利用居室、車椅子利用者利用便所又は車椅子利用者利用駐車施設のある階及び地上階に停止するものであること。</p> <p>イ <u>かご</u>及び昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上であること。</p> <p>ウ <u>かご</u>の幅は、140センチメートル以上であって、奥行きは135センチメートル以上であること。</p> <p>エ <u>かご</u>は、車椅子の転回に支障がない構造であること。</p> <p>オ <u>かご</u>内の左右両面の側板に、高さ75センチメートルから85センチメートルまでを標準として握りやすい位置に手すりを設けるものであること。</p> <p>カ <u>かご</u>内に、戸の開閉状態を確認できる鏡を設けるものであること。</p> <p>キ <u>かご</u>内に、<u>かご</u>が停止する予定の階及び<u>かご</u>の現在位置を表示する装置を設けるものであること。</p> <p>ク <u>かご</u>内に、文字及び音声により非常時の情報を知らせる装置を設けるものであること。</p> <p>ケ <u>かご</u>内に、点灯等により押したことが確認できる非常ボタンを設けるものであること。</p> <p>コ <u>かご</u>及び昇降路の出入口に、利用者を感じし、戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設けるものであること。</p> <p>サ <u>かご</u>内及び乗降ロビーに、高さ80センチメートルから110センチメートルまでを標準として車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けるものであること。</p> <p>シ (略)</p> <p>ス 乗降ロビーに、到着する<u>かご</u>の昇降</p>	(略)

改正案

別表第3（第6条関係）

第1 公益的施設（公共の交通機関の施設を除く。）及び共同住宅等の施設に関する整備基準

整備箇所	整備基準	
	事項	適用規模
1～5 (略)	(略)	(略)
6 エレベーターその他の昇降機	<p>(1) 高齢者等利用経路を構成するエレベーター（(4)に掲げる昇降機を除く。）及びその乗降ロビーは、次に掲げるものとする。</p> <p>ア <u>籠</u>（人を乗せ昇降する部分をいう。以下同じ。）は、高齢者等利用居室、車椅子利用者利用便房又は車椅子利用者利用駐車施設のある階及び地上階に停止するものであること。</p> <p>イ <u>籠</u>及び昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上であること。</p> <p>ウ <u>籠</u>の幅は、140センチメートル以上であって、奥行きは135センチメートル以上であること。</p> <p>エ <u>籠</u>は、車椅子の転回に支障がない構造であること。</p> <p>オ <u>籠</u>内の左右両面の側板に、高さ75センチメートルから85センチメートルまでを標準として握りやすい位置に手すりを設けるものであること。</p> <p>カ <u>籠</u>内に、戸の開閉状態を確認できる鏡を設けるものであること。</p> <p>キ <u>籠</u>内に、<u>籠</u>が停止する予定の階及び<u>籠</u>の現在位置を表示する装置を設けるものであること。</p> <p>ク <u>籠</u>内に、文字及び音声により非常時の情報を知らせる装置を設けるものであること。</p> <p>ケ <u>籠</u>内に、点灯等により押したことが確認できる非常ボタンを設けるものであること。</p> <p>コ <u>籠</u>及び昇降路の出入口に、利用者を感知し、戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設けるものであること。</p> <p>サ <u>籠</u>内及び乗降ロビーに、高さ80センチメートルから110センチメートルまでを標準として車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けるものであること。</p> <p>シ (略)</p> <p>ス 乗降ロビーに、到着する<u>籠</u>の昇降方</p>	(略)

新旧対照表

現 行		
	<p>方向を表示する装置を設けるものであること。</p> <p>セ 視覚障害者等が利用するエレベーター及びその乗降ロビーは、アからスまでに掲げるもののほか、次に掲げるものであること。ただし、主として自動車の駐車の用に供する施設に設けられるエレベーター及びその乗降ロビーは、この限りでない。</p> <p>(ア) <u>かご</u>内に、<u>かご</u>が到着する階並びに<u>かご</u>及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けるものであること。</p> <p>(イ) <u>かご</u>内及び乗降ロビーに設ける制御装置（車椅子使用者が使用しやすい位置とは別の位置に制御装置を設ける場合にあつては、当該別の位置に設ける制御装置に限る。）は、点字、文字等の浮き彫り、音による案内その他これらに類する方法により、視覚障害者が容易に操作することができる構造であること。</p> <p>(ウ) <u>かご</u>内又は乗降ロビーに、到着する<u>かご</u>の昇降方向を音声により知らせる装置を設けるものであること。</p>	
	<p>(2) 共同住宅（地上階又はその直上階若しくは直下階のみに住戸を設けるものを除く。）にあつては、次に掲げるエレベーターを設けること。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>かご</u>の幅は100センチメートル以上であつて、奥行きは110センチメートル以上であること。</p> <p>ウ (略)</p>	(略)
	<p>(3) <u>かご</u>の幅が100センチメートル以上であつて、かつ、奥行きが110センチメートル以上の高齢者等が利用するエレベーターを設ける場合には、そのうち1以上を(1)のア、イ及びオからスまでに掲げるものとする。ただし、(1)又は(2)に掲げるエレベーターを設ける場合を除く。</p>	(略)
	(4) (略)	(略)
7・8 (略)	(略)	(略)
9 敷地内の通路	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 高齢者等利用経路を構成する敷地内の通路は、(1)のアからウまでに掲げるもののほか、次に掲げるものとする。</p>	(略)

改 正 案		
	<p>向を表示する装置を設けるものであること。</p> <p>セ 視覚障害者等が利用するエレベーター及びその乗降ロビーは、アからスマまでに掲げるもののほか、次に掲げるものであること。ただし、主として自動車の駐車の用に供する施設に設けられるエレベーター及びその乗降ロビーは、この限りでない。</p> <p>(ア) <u>籠</u>内に、<u>籠</u>が到着する階並びに<u>籠</u>及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けるものであること。</p> <p>(イ) <u>籠</u>内及び乗降ロビーに設ける制御装置（車椅子使用者が使用しやすい位置とは別の位置に制御装置を設ける場合にあつては、当該別の位置に設ける制御装置に限る。）は、点字、文字等の浮き彫り、音による案内その他これらに類する方法により、視覚障害者が容易に操作することができる構造であること。</p> <p>(ウ) <u>籠</u>内又は乗降ロビーに、到着する<u>籠</u>の昇降方向を音声により知らせる装置を設けるものであること。</p>	
	<p>(2) 共同住宅（地上階又はその直上階若しくは直下階のみに住戸を設けるものを除く。）にあつては、次に掲げるエレベーターを設けること。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>籠</u>の幅は100センチメートル以上であつて、奥行きは110センチメートル以上であること。</p> <p>ウ (略)</p>	(略)
	<p>(3) <u>籠</u>の幅が100センチメートル以上であつて、かつ、奥行きが110センチメートル以上の高齢者等が利用するエレベーターを設ける場合には、そのうち1以上を(1)のア、イ及びオからスマまでに掲げるものとする。ただし、(1)又は(2)に掲げるエレベーターを設ける場合を除く。</p>	(略)
	(4) (略)	(略)
7・8 (略)	(略)	(略)
9 敷地内の通路	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 高齢者等利用経路を構成する敷地内の通路は、(1)のアからウまでに掲げるもののほか、次に掲げるものとする。</p>	(略)

新旧対照表

現 行		
	ア・イ (略) ウ 排水溝を設ける場合には、次に掲げる <u>溝ふた</u> を設けるものであること。 (ア)・(イ) (略)	
	(3) (略)	
10～15 (略)	(略)	(略)
備考 (略)		
第2 公共の交通機関の施設に関する整備基準		
整備箇所	整備基準	
	事項	適用規模
1～5 (略)	(略)	(略)
6 エレベーターその他の昇降機	<p>第1の6(2)を除く。)に掲げるものとするほか、高齢者等利用経路を構成するエレベーターは、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 鉄道駅等に出入口が複数あるエレベーター（開閉する<u>かご</u>の出入口を文字等及び音声により知らせる設備が設けられているものに限る。）を設ける場合には、第1の6の(1)のエ及びカを除き、また、第1の6の(1)のウにかかわらず、<u>かご</u>の床面積は1.83平方メートル以上であって、かつ、<u>かご</u>の幅は90センチメートル以上であること。</p> <p>(2) <u>かご</u>及び乗降ロビーの出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていること又は<u>かご</u>外及び<u>かご</u>内に画像を表示する設備が設けられていることにより、<u>かご</u>外にいる者と<u>かご</u>内にいる者が互いに視認できる構造であること。</p> <p>(3) <u>かご</u>及び乗降ロビーの出入口の戸は、開閉時間を延長できるものであること。</p>	(略)
7～9 (略)	(略)	(略)
10～12 (略)	(略)	(略)
13 乗車券等販売所、待合所及び案内所	<u>移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令</u> （平成18年国土交通省令第111号。第2において「省令」という。）第16条（第1項第1号を除く。）及び第17条の基準に同じ。	
14 休憩設備	省令 <u>第18条</u> の基準に同じ。	
15・16 (略)	(略)	
17 (略)	(略)	(略)
備考 (略)		

改 正 案

	ア・イ (略) ウ 排水溝を設ける場合には、次に掲げる溝蓋を設けるものであること。 (7)・(イ) (略)	
	(3) (略)	
10～15 (略)	(略)	(略)

備考 (略)

第2 公共の交通機関の施設に関する整備基準

整備箇所	整備基準	
	事項	適用規模
1～5 (略)	(略)	(略)
6 エレベーターその他の昇降機	<p>第1の6(2)を除く。)に掲げるものとするほか、高齢者等利用経路を構成するエレベーターは、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 鉄道駅等に出入口が複数あるエレベーター(開閉する籠の出入口を文字等及び音声により知らせる設備が設けられているものに限る。)を設ける場合には、第1の6の(1)のエ及びカを除き、また、第1の6の(1)のウにかかわらず、<u>籠の床面積は1.83平方メートル以上であって、かつ、籠の幅は90センチメートル以上であること。</u></p> <p>(2) <u>籠及び乗降ロビーの出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていること又は籠外及び籠内に画像を表示する設備が設けられていることにより、籠外にいる者と籠内にいる者が互いに視認できる構造であること。</u></p> <p>(3) <u>籠及び乗降ロビーの出入口の戸は、開閉時間を延長できるものであること。</u></p>	(略)
7～9 (略)	(略)	(略)
10～12 (略)	(略)	(略)
13 乗車券等販売所、待合所及び案内所	<p><u>移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備並びに旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令(平成18年国土交通省令第111号。第2において「省令」という。)第16条(第1項第1号を除く。)</u>及び第17条の基準に同じ。</p>	
14 休憩設備	省令 <u>第18条第1項</u> の基準に同じ。	
15・16 (略)	(略)	
17 (略)	(略)	(略)

備考 (略)

新旧対照表

現 行

第3 道路に関する整備基準

整備箇所	整備基準
歩道	(1) (略) (2) 舗装は、 <u>移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令</u> （平成18年国土交通省令第116号。第3において「省令」という。）第5条第2項の基準に同じ。 (3)～(9) (略)

備考 (略)

改 正 案

第3 道路に関する整備基準

整備箇所	整備基準
歩道	(1) (略) (2) 舗装は、 <u>移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令</u> （平成18年国土交通省令第116号。第3において「省令」という。）第5条第2項の基準に同じ。 (3)～(9) (略)

備考 (略)

新旧対照表

現 行

別表第4の3 (第12条の3関係)

建築物	基準規定	規模
1 条例別表第1の1の項から14の項までに掲げる建築物	政令第14条第1項第1号	停車場等及び公衆便所を除く建築物にあつては、床面積の合計1,000平方メートル以上の規模
	政令第14条第1項第2号、第17条、第18条第2項第1号(1の階と他の階との間の上下の移動に係る部分への適用に限る。以下この表において同じ。)及び第5号	(1) 公衆便所にあつては、床面積の合計50平方メートル以上の規模 (2) 公衆便所を除く建築物にあつては、床面積の合計2,000平方メートル以上の規模
	政令第18条第2項第2号(外部出入口を除く出入口への適用に限る。)	銀行等にあつては、床面積の合計1,000平方メートル以上の規模
	政令第18条第2項第2号ロ(外部出入口の戸の前後の高低差に係る部分への適用に限る。)	(1) 公衆便所にあつては、床面積の合計50平方メートル以上の規模 (2) 停車場等及び公衆便所を除く建築物にあつては、床面積の合計1,000平方メートル以上の規模
	政令第18条第2項第3号及び第4号イ	(1) 公衆便所にあつては、床面積の合計50平方メートル以上の規模 (2) 停車場等及び公衆便所を除く建築物にあつては、床面積の合計2,000平方メートル以上の規模
	政令第19条から第21条まで	(1) 公衆便所にあつては、床面積の合計50平方メートル以上の規模 (2) 学校にあつては、床面積の合計2,000平方メートル以上の規模 (3) 学校、官公署、停車場等及び公衆便所を除く建築物にあつては、床面積の合計1,000平方メートル以上の規模
2～5 (略)	(略)	(略)

備考 基準規定の欄に掲げる規定については、当該規定に係る別表第4の4に定める建築物移動等円滑化基準に付加する事項を含む。

改正案

別表第4の3 (第12条の3関係)

建築物	基準規定	規模
1 条例別表第1の1の項から14の項までに掲げる建築物	政令第14条第1項第1号	停車場等及び公衆便所を除く建築物にあつては、床面積の合計1,000平方メートル以上の規模
	政令第14条第1項第2号、第17条、第18条第2項第1号（1の階と他の階との間の上下の移動に係る部分への適用に限る。以下この表において同じ。）及び第5号	(1) 公衆便所にあつては、床面積の合計50平方メートル以上の規模 (2) 公衆便所を除く建築物にあつては、床面積の合計2,000平方メートル以上の規模
	政令第18条第2項第2号（外部出入口を除く出入口への適用に限る。）	銀行等にあつては、床面積の合計1,000平方メートル以上の規模
	政令第18条第2項第2号ロ（外部出入口の戸の前後の高低差に係る部分への適用に限る。）	(1) 公衆便所にあつては、床面積の合計50平方メートル以上の規模 (2) 停車場等及び公衆便所を除く建築物にあつては、床面積の合計1,000平方メートル以上の規模
	政令第18条第2項第3号及び第4号イ	(1) 公衆便所にあつては、床面積の合計50平方メートル以上の規模 (2) 停車場等及び公衆便所を除く建築物にあつては、床面積の合計2,000平方メートル以上の規模
	政令第19条から第21条まで	(1) 公衆便所にあつては、床面積の合計50平方メートル以上の規模 (2) 学校にあつては、床面積の合計2,000平方メートル以上の規模 (3) 学校、官公署、停車場等及び公衆便所を除く建築物にあつては、床面積の合計1,000平方メートル以上の規模
2～5 (略)	(略)	(略)

備考 基準規定の欄に掲げる規定については、当該規定に係る第12条の4第1項各号に定める建築物移動等円滑化基準に付加する事項を含む。

新旧対照表

現 行	
別表第4の4 (第12条の4関係)	
建築物特定施設	事項
1～4 (略)	(略)
5 エレベーター その他の昇降機	<p>(1) 政令第18条第2項第5号の規定によるものとするエレベーター（(4)に掲げる昇降機を除く。）及びその乗降ロビーは、次に掲げるものとする。</p> <p>ア <u>かご</u>内の左右両面の側板に、高さ75センチメートルから85センチメートルまでを標準として握りやすい位置に手すりを設けるものであること。</p> <p>イ <u>かご</u>内に、戸の開閉状態を確認できる鏡を設けるものであること。</p> <p>ウ <u>かご</u>内に、文字及び音声により非常時の情報を知らせる装置を設けるものであること。</p> <p>エ <u>かご</u>内に、点灯等により押したことが確認できる非常ボタンを設けるものであること。</p> <p>オ <u>かご</u>及び昇降路の出入口に、利用者を感じし、戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設けるものであること。</p> <p>カ <u>かご</u>内及び乗降ロビーに設ける制御装置は、高さ80センチメートルから110センチメートルまでを標準として車椅子使用者が利用しやすい位置に設けるものであること。</p> <p>キ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物の移動等円滑化経路を構成するエレベーターにあつては、次に掲げるものであること。</p> <p>(ア) <u>かご</u>の幅は140センチメートル以上であること。</p> <p>(イ) <u>かご</u>は、車椅子の転回に支障がない構造であること。</p> <p>ク 停車場等の移動等円滑化経路を構成するエレベーターにあつては、次に掲げるものであること。</p> <p>(ア) <u>かご</u>及び乗降ロビーの出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていること又は<u>かご</u>外及び<u>かご</u>内に画像を表示する設備が設けられていることにより、<u>かご</u>外にいる者と<u>かご</u>内にいる者が互いに視認できる構造であること。</p> <p>(イ) <u>かご</u>及び乗降ロビーの出入口の戸は、開閉時間を延長できるものであること。</p> <p>(2) 床面積の合計2,000平方メートル以上の共同住宅（地上階又はその直上階若しくは直下階のみに住戸を設けるものを除く。）にあつては、次に掲げるエレベーターを設けること。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>かご</u>の幅は100センチメートル以上であつて、奥行きは110センチメートル以上であること。</p> <p>ウ (略)</p> <p>(3) 停車場等及び床面積の合計が1,000平方メートル以上の特別特定建築物（停車場等を除く。）にあつては、<u>かご</u>の幅が100センチメートル以上であつて、かつ、奥行きが110センチメートル以上の不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用するエレベーターを設ける場合には、そのうち1以上を政令第18条第2項第5号（ハ、チ及びリを除く。）及び(1)のアからカまでに掲げるものとする。ただし、(1)又は(2)に掲げるエレベーターを設ける場合を除く。</p> <p>(4) (略)</p>
6 便所	(1) (略)

改正案

別表第4の4（第12条の4関係）

建築物特定施設	事項
1～4 (略)	(略)
5 エレベーター その他の昇降機	<p>(1) 政令第18条第2項第5号の規定によるものとするエレベーター（(4)に掲げる昇降機を除く。）及びその乗降ロビーは、次に掲げるものとする。</p> <p>ア <u>籠</u>内の左右両面の側板に、高さ75センチメートルから85センチメートルまでを標準として握りやすい位置に手すりを設けるものであること。</p> <p>イ <u>籠</u>内に、戸の開閉状態を確認できる鏡を設けるものであること。</p> <p>ウ <u>籠</u>内に、文字及び音声により非常時の情報を知らせる装置を設けるものであること。</p> <p>エ <u>籠</u>内に、点灯等により押したことが確認できる非常ボタンを設けるものであること。</p> <p>オ <u>籠</u>及び昇降路の出入口に、利用者を感じし、戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設けるものであること。</p> <p>カ <u>籠</u>内及び乗降ロビーに設ける制御装置は、高さ80センチメートルから110センチメートルまでを標準として車椅子使用者が利用しやすい位置に設けるものであること。</p> <p>キ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物の移動等円滑化経路を構成するエレベーターにあつては、次に掲げるものであること。</p> <p>(ア) <u>籠</u>の幅は140センチメートル以上であること。</p> <p>(イ) <u>籠</u>は、車椅子の転回に支障がない構造であること。</p> <p>ク 停車場等の移動等円滑化経路を構成するエレベーターにあつては、次に掲げるものであること。</p> <p>(ア) <u>籠</u>及び乗降ロビーの出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていること又は<u>籠</u>外及び<u>籠</u>内に画像を表示する設備が設けられていることにより、<u>籠</u>外にいる者と<u>籠</u>内にいる者が互いに視認できる構造であること。</p> <p>(イ) <u>籠</u>及び乗降ロビーの出入口の戸は、開閉時間を延長できるものであること。</p> <p>(2) 床面積の合計2,000平方メートル以上の共同住宅（地上階又はその直上階若しくは直下階のみに住戸を設けるものを除く。）にあつては、次に掲げるエレベーターを設けること。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>籠</u>の幅は100センチメートル以上であつて、奥行きは110センチメートル以上であること。</p> <p>ウ (略)</p> <p>(3) 停車場等及び床面積の合計が1,000平方メートル以上の特別特定建築物（停車場等を除く。）にあつては、<u>籠</u>の幅が100センチメートル以上であつて、かつ、奥行きが110センチメートル以上の不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用するエレベーターを設ける場合には、そのうち1以上を政令第18条第2項第5号（ハ、チ及びリを除く。）及び(1)のアからカまでに掲げるものとする。ただし、(1)又は(2)に掲げるエレベーターを設ける場合を除く。</p> <p>(4) (略)</p>
6 便所	(1) (略)

新旧対照表

現 行	
	<p>(2) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、次に掲げる便所をそれぞれ1以上設けるものとする。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 次に掲げる構造の腰掛式便房を1以上設けるものであること。ただし、共同住宅、寄宿舎及び政令第14条第1項第1号の規定により設けるものとする<u>車いす</u>使用者用便房を設ける特別特定建築物（共同住宅及び寄宿舎を除く。）を除く。</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>(3) 政令第14条第1項第1号の規定により設けるものとする<u>車いす</u>使用者用便房は、次に掲げるものとする。ただし、ホテル等の客室に設けるものは、この限りでない。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 便房の出入口付近の見やすい位置に、<u>車いす</u>使用者用便房である旨をJ I S適合図を用いて表示する標識を設けるものであること。</p> <p>オ <u>車いす</u>使用者用便房を独立した便所として設ける場合には、アからウまでに掲げるもののほか、次に掲げるものであること。</p> <p>(ア)・(イ) (略)</p> <p>カ 便所の出入口又はその付近の見やすい位置に、<u>車いす</u>使用者用便房を設けた便所である旨をJ I S適合図を用いて表示する標識を設けるものであること。</p> <p>(4)～(6) (略)</p>
7 ホテル等の客室	<p>(1) 政令第15条第2項の規定によるものとする<u>車いす</u>使用者用客室は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 政令第15条第2項第1号の規定により設けるものとする便所は、次に掲げるものであること。</p> <p>(ア) 政令第15条第2項第1号イの規定により設けるものとする<u>車いす</u>使用者用便房は、便器の洗浄装置を光感知式等容易に操作ができるものであること。</p> <p>(イ)～(カ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(2) (略)</p>
8 敷地内の通路	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 政令第18条第2項第7号の規定によるものとする敷地内の通路に排水溝を設ける場合には、次に掲げる<u>溝ふた</u>を設けること。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p>
9 駐車場	<p>(1) 政令第17条第2項の規定によるものとする<u>車いす</u>使用者用駐車施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 区画面及び付近の見やすい位置に、<u>車いす</u>使用者用駐車施設である旨をJ I S適合図を用いて表示し、又は表示する標識を設けるものであること。</p> <p>イ 駐車場の出入口の付近の見やすい位置に、<u>車いす</u>使用者用駐車施設を設けている旨をJ I S適合図を用いて表示し、<u>車いす</u>使用者用駐車施設へ誘導する案内板を設けるものであること。ただし、当該出入口の付近から当該駐車施設の位置を容易に視認できる場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 駐車台数が30台以上の駐車場（共同住宅及び寄宿舎に設けるものを除く。）であって、かつ、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者</p>

改 正 案

	<p>(2) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、次に掲げる便所をそれぞれ1以上設けるものとする。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 次に掲げる構造の腰掛式便房を1以上設けるものであること。ただし、共同住宅、寄宿舍及び政令第14条第1項第1号の規定により設けるものとする<u>車椅子</u>使用者用便房を設ける特別特定建築物（共同住宅及び寄宿舍を除く。）を除く。</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>(3) 政令第14条第1項第1号の規定により設けるものとする<u>車椅子</u>使用者用便房は、次に掲げるものとする。ただし、ホテル等の客室に設けるものは、この限りでない。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 便房の出入口付近の見やすい位置に、<u>車椅子</u>使用者用便房である旨をJ I S適合図を用いて表示する標識を設けるものであること。</p> <p>オ <u>車椅子</u>使用者用便房を独立した便所として設ける場合には、アからウまでに掲げるもののほか、次に掲げるものであること。</p> <p>(ア)、(イ) (略)</p> <p>カ 便所の出入口又はその付近の見やすい位置に、<u>車椅子</u>使用者用便房を設けた便所である旨をJ I S適合図を用いて表示する標識を設けるものであること。</p> <p>(4)～(6) (略)</p>
7 ホテル等の客室	<p>(1) 政令第15条第2項の規定によるものとする<u>車椅子</u>使用者用客室は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 政令第15条第2項第1号の規定により設けるものとする便所は、次に掲げるものであること。</p> <p>(ア) 政令第15条第2項第1号イの規定により設けるものとする<u>車椅子</u>使用者用便房は、便器の洗浄装置を光感知式等容易に操作ができるものであること。</p> <p>(イ)～(カ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(2) (略)</p>
8 敷地内の通路	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 政令第18条第2項第7号の規定によるものとする敷地内の通路に排水溝を設ける場合には、次に掲げる<u>溝蓋</u>を設けること。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p>
9 駐車場	<p>(1) 政令第17条第2項の規定によるものとする<u>車椅子</u>使用者用駐車施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 区画面及び付近の見やすい位置に、<u>車椅子</u>使用者用駐車施設である旨をJ I S適合図を用いて表示し、又は表示する標識を設けるものであること。</p> <p>イ 駐車場の出入口の付近の見やすい位置に、<u>車椅子</u>使用者用駐車施設を設けている旨をJ I S適合図を用いて表示し、<u>車椅子</u>使用者用駐車施設へ誘導する案内板を設けるものであること。ただし、当該出入口の付近から当該駐車施設の位置を容易に視認できる場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 駐車台数が30台以上の駐車場（共同住宅及び寄宿舍に設けるものを除く。）であって、かつ、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者</p>

新旧対照表

現 行	
	等が利用する駐車場を設ける場合には、政令第17条第1項及び(1)に規定する車 <u>いす</u> 使用者用駐車施設を1以上設けること。
10・11 (略)	(略)

改 正 案

	等が利用する駐車場を設ける場合には、政令第17条第1項及び(1)に規定する <u>車椅子</u> 利用者用駐車施設を1以上設けること。
10・11 (略)	(略)

新旧対照表

現 行

別表第5 (第13条関係)

第1 住宅の専用部分に関する整備基準 (略)

第2 一の建築物に存する戸数が20戸以下である共同住宅の共用部分に関する整備基準

整備箇所	整備基準
1 敷地内の通路	(1) (略) (2) 敷地の接する道路から外部出入口までの敷地内の通路の1以上を次のいずれにも該当するものとする。 ア～ウ (略) エ 排水溝を設ける場合にあっては、次のいずれにも該当する <u>溝ふた</u> を設置すること。 (ア)・(イ) (略) オ (略)
2～5 (略)	(略)
6 エレベーター	<u>かご</u> の間口100センチメートル以上で奥行き110センチメートル以上のものを設置する場合にあっては、その1以上を次のいずれにも該当するものとする。 (1) <u>かご</u> 及び昇降路の出入口の有効幅員は、80センチメートル以上であること。 (2) <u>かご</u> の平面形状は、車椅子の転回が可能なものであること。 (3) (略) (4) <u>かご</u> 内の高さ80センチメートルから110センチメートルまでの位置に車椅子を使用する者が利用しやすい専用の操作盤を設置するものであること。 (5) <u>かご</u> 内には、 <u>かご</u> が停止する予定の階を表示する装置及び <u>かご</u> の現在位置を表示する装置を設置するものであること。 (6) <u>かご</u> 内には、 <u>かご</u> が到着する階並びに <u>かご</u> 及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設置するものであること。 (7) (略) (8) <u>かご</u> の出入口に利用者を感じし、戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設置するものであること。 (9) <u>かご</u> 内に戸の開閉状態を確認することができる鏡を設置するものであること。 (10) <u>かご</u> 内の左右両面の側板の高さ75センチメートルから85センチメートルまでの位置に握りやすい形状の手すりを設置するものであること。 (11) 乗り場及び <u>かご</u> 内の一般用の操作盤のボタンの内容の表示並びに乗り場の階名の表示について点字による表示を行うものであること。 (12) 乗り場には、到着する <u>かご</u> の昇降方向を音声により知らせる装置を設置するものであること。ただし、 <u>かご</u> 内に、 <u>かご</u> 及び昇降路の出入口の戸が開いた時に <u>かご</u> の昇降方向を音声により知らせる装置が設置されている場合は、この限りでない。 (13)・(14) (略) (15) <u>かご</u> 内に、文字及び音声により非常時の情報を知らせる装置を設けるものであること。 (16) <u>かご</u> 内に、点灯等により押したことが確認できる非常ボタンをけるものであること。

備考 (略)

改 正 案

別表第5 (第13条関係)

第1 住宅の専用部分に関する整備基準 (略)

第2 一の建築物に存する戸数が20戸以下である共同住宅の共用部分に関する整備基準

整備箇所	整備基準
1 敷地内の通路	(1) (略) (2) 敷地の接する道路から外部出入口までの敷地内の通路の1以上を次のいずれにも該当するものとする。 ア～ウ (略) エ 排水溝を設ける場合にあつては、次のいずれにも該当する <u>溝蓋</u> を設置すること。 (ア)・(イ) (略) オ (略)
2～5 (略)	(略)
6 エレベーター	<p><u>籠</u>の間口100センチメートル以上で奥行き110センチメートル以上のものを設置する場合にあつては、その1以上を次のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) <u>籠</u>及び昇降路の出入口の有効幅員は、80センチメートル以上であること。</p> <p>(2) <u>籠</u>の平面形状は、車椅子の転回が可能なものであること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>籠</u>内の高さ80センチメートルから110センチメートルまでの位置に車椅子を使用する者が利用しやすい専用の操作盤を設置するものであること。</p> <p>(5) <u>籠</u>内には、<u>籠</u>が停止する予定の階を表示する装置及び<u>籠</u>の現在位置を表示する装置を設置するものであること。</p> <p>(6) <u>籠</u>内には、<u>籠</u>が到着する階並びに<u>籠</u>及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設置するものであること。</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) <u>籠</u>の出入口に利用者を感じし、戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設置するものであること。</p> <p>(9) <u>籠</u>内に戸の開閉状態を確認することができる鏡を設置するものであること。</p> <p>(10) <u>籠</u>内の左右両面の側板の高さ75センチメートルから85センチメートルまでの位置に握りやすい形状の手すりを設置するものであること。</p> <p>(11) 乗り場及び<u>籠</u>内の一般用の操作盤のボタンの内容の表示並びに乗り場の階名の表示について点字による表示を行うものであること。</p> <p>(12) 乗り場には、到着する<u>籠</u>の昇降方向を音声により知らせる装置を設置するものであること。ただし、<u>籠</u>内に、<u>籠</u>及び昇降路の出入口の戸が開いた時に<u>籠</u>の昇降方向を音声により知らせる装置が設置されている場合は、この限りでない。</p> <p>(13)・(14) (略)</p> <p>(15) <u>籠</u>内に、文字及び音声により非常時の情報を知らせる装置を設けるものであること。</p> <p>(16) <u>籠</u>内に、点灯等により押したことが確認できる非常ボタンを設けるものであること。</p>

備考 (略)

新旧対照表

現 行

様式第10号 (第12条の5関係)

建築物移動等円滑化基準緩和認定申請書

年 月 日

兵庫県知事 様

申請者 住所 (法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話 () 番

福祉のまちづくり条例第24条の6第3項の規定による認定を受けたいので、次のとおり申請します。

建築物の概要	1 所在地	
	2 名称	
	3 主要用途	
	4 延べ面積	m ²
申請の内容	1 福祉のまちづくり条例施行規則別表第4の4中適用しない事項	
	2 1の事項を適用しない部分の概要	
	3 建築物特定施設が円滑に利用できる措置又は1の事項を適用することが困難である理由	

備考 申請の内容は、必要に応じて別紙としてください。

改正案

様式第10号 (第12条の5関係)

建築物移動等円滑化基準緩和認定申請書

年 月 日

兵庫県知事 様

申請者 住所 (法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地)

.....
氏名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)
.....

電話 () —

電子メール

福祉のまちづくり条例第24条の6第3項の規定による認定を受けたいので、次のとおり申請します。

建築物の概要	1 所在地	
	2 名称	
	3 主要用途	
	4 延べ面積	m ²
申請の内容	1 <u>福祉のまちづくり条例施行規則第12条の4第1項に規定する建築物移動等円滑化基準に付加する事項中適用しない事項</u>	
	2 1の事項を適用しない部分の概要	
	3 建築物特定施設が円滑に利用できる措置又は1の事項を適用することが困難である理由	

備考 申請の内容は、必要に応じて別紙としてください。

新旧対照表

現 行

様式第14号 (第17条の3関係)

福祉のまちづくりアドバイザーあっせん申請書

年 月 日

兵庫県知事 様

申請者 住所 (法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話 () ー 番

福祉のまちづくり条例第33条の3第3項の規定により、福祉のまちづくりアドバイザーのあっせんを受けたいので、次のとおり申請します。

特定施設の所在地				
特定施設の名称				
特定施設の主要用途				
特定施設の延べ面積	㎡			
既存部分の建築時期等	完成	年 月	設計図	有 ・ 無
点検及び助言を受けたい整備又は運営の事項及び内容				
点検及び助言を受けたい時期				

- 備考 1 「既存部分の建築時期等」の欄は、申請に係る施設が既存の施設である場合にのみ記入し、設計図の有無については、該当するものを○で囲んでください。
- 2 点検及び助言を受けたい整備又は運営の事項及び内容は、必要に応じて別紙としてください。

改 正 案

様式第14号（第17条の3関係）

福祉のまちづくりアドバイザーあっせん申請書

年 月 日

兵庫県知事 様

申請者 住所（法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地）

.....
氏名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）.....
電 話（ ） —.....
電子メール

福祉のまちづくり条例第33条の3第3項の規定により、福祉のまちづくりアドバイザーのあっせんを受けたいので、次のとおり申請します。

特定施設の所在地				
特定施設の名称				
特定施設の主要用途				
特定施設の延べ面積	m ²			
既存部分の建築時期等	完成	年 月	設計図	有 ・ 無
点検及び助言を受けたい整備又は運営の事項及び内容				
点検及び助言を受けたい時期				

- 備考 1 「既存部分の建築時期等」の欄は、申請に係る施設が既存の施設である場合にのみ記入し、設計図の有無については、該当するものを○で囲んでください。
- 2 点検及び助言を受けたい整備又は運営の事項及び内容は、必要に応じて別紙としてください。

新旧対照表

現 行

様式第15号 (第17条の4関係)

県民参加型特定施設認定申請書

年 月 日

兵庫県知事 様

申請者 住所 (法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地)

.....
氏名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

.....
電 話 (.....) 番

福祉のまちづくり条例第33条の4の規定により、県民参加型特定施設として認定を受けたいので、次のとおり申請します。

特定施設の所在地	
特定施設の名称	
特定施設の主要用途	
特定施設の延べ面積	m ²
特定施設の所有者	
特定施設の管理者	

備考 特定施設の所有者及び特定施設の管理者については、申請者と異なる場合に記載してください。

改正案

様式第15号 (第17条の4関係)

県民参加型特定施設認定申請書

年 月 日

兵庫県知事 様

申請者 住所 (法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地)

.....
氏名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

.....
電話 () —

電子メール

福祉のまちづくり条例第33条の4の規定により、県民参加型特定施設として認定を受けたいので、次のとおり申請します。

特定施設の所在地	
特定施設の名称	
特定施設の主要用途	
特定施設の延べ面積	m ²
特定施設の所有者	
特定施設の管理者	

備考 特定施設の所有者及び特定施設の管理者については、申請者と異なる場合に記載してください。